第百三条中「第四十二条第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第四十一条第三項又は第四項」に改める。

第百三条の二第一項中「又はロ」を「若しくはロ」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同条第三項第四号を次のように改める。

四　令第四十三条第一項第一号イに掲げる者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

第百三条の二第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第四十三条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第六項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加える。

第百四条の見出し中「又は第二号ロの入院療養等」を「、第二号ロ又は第三号ロの療養」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「入院療養等」を「療養」に改め、「又は同項第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。

第百五条第一項各号列記以外の部分中「第四十三条第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくはニ」を「第四十三条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　令第四十二条第一項第三号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第三号に掲げる区分に該当している旨

第百五条第四項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（令第四十三条第一項各号に掲げる療養に限る。）」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同条第六項中「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」を「者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている被保険者が同号ロ」に、「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号」に、「場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ニ」を「者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第二号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ハに掲げる者が令第四十二条第五項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第三号」に改める。

第百六条の見出し中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に改め、同条中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に改め、「給付は」の下に「、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については」を加え、同条に次の一項を加える。

2　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一　障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二　石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

三　前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第百七条（見出しを含む。）中「第四十三条第六項」を「第四十三条第七項」に改める。

第百八条（見出しを含む。）中「第四十三条第七項」を「第四十三条第八項」に改める。

第百三十四条の表第百三条の二第一項の項中「

受けようとする者	受けようとする日雇特例被保険者（日雇特例被保険者を含む。）又はその被扶養者

」を「

令第四十三条第一項第一号イ若しくはロ受けようとする者	令第四十三条第一項第一号イ若しくはロ受けようとする日雇特例被保険者（日雇特例被保険者を含む。）又はその被扶養者

」に改め、同表第百三十三条第一項第一号イ

うとする日雇特例被保険者であった例被保険者（日雇特例被保険者を含む。）又はその被扶養者	うとする日雇特例被保険者であった例被保険者（日雇特例被保険者を含む。）又はその被扶養者

に改め、同表第百三条の二第三項第四号の項中欄中「該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロに掲げる場合に該当しなくなったとき」を「若しくは令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき」に改め、同項下欄中「該当しなくなったとき」を「又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき」に改める。

様式第十三号の二（裏面）中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「療養」を「療養（入院療養等を受ける場合にあっては、入院療養等）」に改める。

様式第十四号（裏面）中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合」を「療養（入院療養等を受ける場合にあっては、入院療養等）」に改め、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「療養」を「療養（入院療養等を受ける場合にあっては、入院療養等）」に改める。

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「診療所（」の下に「第八十七条第七項、第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項を除き、」を加える。

第八十七条第七項中「保険医療機関等から令第十条第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第九十三条第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第八条第一項第一号に規定する療養をいう。第九十三条第五項、第九十四条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。）に、「同項又は同条第二項」を「令第十条第一項、第三項又は第四項」に改める。